


所管部課	企画財政部企画課	部長	並木俊則			
件名	東大和市公共施設最適化検討委員会設置要綱の一部を改正する		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市公共施設等総合管理計画を策定事務が完了したこと及び平成29年4月1日付けの組織改正に伴い、東大和市公共施設最適化検討委員会設置要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・題名中「公共施設」の次に「等」を加える。 ・第1条を次のように改める。 (設置) 第1条 東大和市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、東大和市公共施設等最適化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 ・第2条第1項第1号を次のように改める。 (1) 総合管理計画の見直し及び進行管理に関すること。 ・第2条第1項第2号を次のように改める。 (2) 総合管理計画に基づく行動計画（アクションプラン）の策定に関すること。 ・第7条中「企画課」を「公共施設等マネジメント課」に改める。 <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 東大和市公共施設等総合管理計画と本要綱及び本要綱と組織の整合が図れる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。